

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

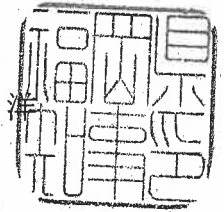
令和2年2月定例県議会に提案される職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙1のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年2月26日  
教 育 長

1人第1187号  
令和2年2月6日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小川



条例の提案に対する意見の聴取について

令和2年2月議会定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29  
条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

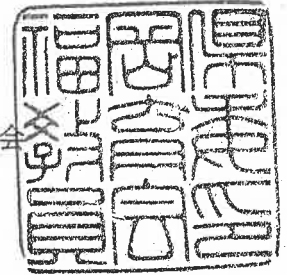
- ・職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

以上

1 教総第 1 5 2 5 号  
令和 2 年 2 月 1 2 日

福 岡 県 知 事 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について (回答)

(対 2 月 6 日 1 人 第 1 1 8 7 号)

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

# 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

## 要綱

### 一 概要

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、そのサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

### 二 条例案の要旨

- (一) 会計年度任用職員のサービスの宣誓の方法について、別段の定めをすることができる旨規定するものであること。（第二条第三項関係）
- (二) この条例は、令和二年四月一日から施行するものであること。ただし、第一条および第三条の改正規定は、公布の日から施行するものであること。（附則関係）

第二二号議案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和二年二月二十六日

福岡県知事 小川 洋

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、その服務の宣誓に関し必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年福岡県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改める。

第二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第三条中「外」を「ほか」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

第二号議案 職員（の）服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員（の）服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年福岡県条例第十一号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第三十二条の規定に基づき、職員（の）服務の宣誓に関する規定することを目的とする。</p> <p>(職員（の）服務の宣誓)</p> <p>第二条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>2 地方公務員法第三十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（の）服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第三条 この条例に定めるものを除くほか、職員（の）服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p> <p>附則 (略)</p> <p>別記 (略)</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第三十二条の規定に基づき、職員（の）服務の宣誓に関する規定することを目的とする。</p> <p>(職員（の）服務の宣誓)</p> <p>第二条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第三条 この条例に定めるものを除く外、職員（の）服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p> <p>附則 (略)</p> <p>別記 (略)</p>